

第2学年保護者 様

東京都立桜修館中等教育学校長
信岡 新吾
(公印省略)

令和8年度学校徴収金の納入について（2学年）

令和8年度第2学年の学校徴収金（積立金、自治会費、PTA会費、給食費）について、徴収額及び徴収日時をお知らせします。確実な徴収に御協力をお願いします。

記

- 令和8年度学校徴収金徴収額 **年額180,500円**
※PTA会費は1家庭につき1名分の年会費を徴収します。なお、複数の生徒が在学する家庭においては、下の学年の生徒から徴収します。
※令和8年度の給食費につきましては、都立学校給食費負担軽減事業により、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が全額負担することから、保護者等からの給食費の徴収は、行いません。
- 徴収方法
御指定いただいたゆうちょ銀行口座からの口座振替により徴収を行います。
1回の口座振替につき、**10円の手数料がかかります**ので、併せて入金をお願いします。
- 納付回数
年3回の徴収です。なお、7回払いも可能です。
7回払を御希望の場合は、**令和8年4月14日（火）までに**経営企画室へ申請書を提出してください。申請書は経営企画室にて配布します（生徒経由でも結構です）。

4 各回の徴収金額及び徴収日（前日までに入金をお願いします）

(1) 年3回払いの場合（4月末・7月末・9月末 ※土日祝の場合は翌営業日）

	納入月日	積立金	自治会費	PTA会費	給食費	1回分計
第1回	4月30日（木）	55,000	6,500	4,000	0	65,500
第2回	7月31日（金）	60,000			0	60,000
第3回	9月30日（水）	55,000			0	55,000
	合計	170,000	6,500	4,000	0	180,500

(2) 年7回払いの場合（4月から10月までの各月末 ※土日祝の場合は翌営業日）

	納入月日	積立金	自治会費	PTA会費	給食費	1回分計
第1回	4月30日（木）	23,000		4,000	0	27,000
第2回	6月1日（月）	23,500	3,500		0	27,000
第3回	6月30日（火）	23,000	3,000		0	26,000
第4回	7月31日（金）	26,000			0	26,000
第5回	8月31日（月）	25,500			0	25,500
第6回	9月30日（水）	25,000			0	25,000
第7回	11月2日（月）	24,000			0	24,000
	合計	170,000	6,500	4,000	0	180,500

5 要保護及び準要保護生徒援助制度について

生活保護を受給している方、生活保護受給世帯と同程度又は準ずる程度の方を対象に、日本スポーツ振興センター共済掛金免除 及び 感染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合に負担する医療費を援助する制度があります。

申請を希望する方は、至急経営企画室まで御連絡のうえ、4月20日（月）までに書類提出をお願いします。

※申請は年度途中でも受け付けております。また、申請は年度ごとに必要です。

審査の結果、要保護又は準要保護に認定された場合、申請を受け付けた月から援助の対象となります。申請される方は、毎月25日までに申請書類を提出してください。

【問い合わせ先】東京都立桜修館中等教育学校 経営企画室 担当 小堀
住所：〒152-0023 東京都目黒区八雲 1-1-2 電話：03-3723-9966
開庁時間：平日午前9時から午後4時30分（土日祝日・年末年始・入学選抜日・学校閉庁日を除く）